

【別紙】

保育士等処遇改善臨時加算に係るFAQ（令和4年2月7日時点版）

1-1	項目	問	答
1-1	対象職員	加算対象は、保育士や子育て支援員等の保育従事者に限られるのでしょうか。	保育士や子育て支援員等の保育従事者だけでなく、調理員、事務職員のほか、栄養士、延長保育や病児保育など通常保育とは別の事業に専従する職員、連携推進加算等の加算により配置される職員など、各施設に勤務し、運営費から給与が支給される全ての職員（法人役員を兼務する施設長を除く。※）を対象とできます。 ※ 法人役員を兼務する施設長は使用人兼務役員であっても対象外
1-2	対象職員	非常勤職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	非常勤職員も対象となります。 なお、加算額については、常勤換算による職員数を基に算定しています。
1-3	対象職員	派遣職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	派遣職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて賃金改善が確実に行われることを確認する必要があります。
1-4	対象職員	法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、ここでいう「法人役員」の範囲はどこまででしょうか。	「法人役員」については、賃金の決定を含む施設・事業所の経営判断に携わる者を想定しており、企業であれば取締役、執行役、監査役が該当します。 （法人役員を兼務する施設長は使用人兼務役員であっても対象外）
2-1	対象職員	全ての職員を対象とする必要があるのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象・個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能です。
2-2	要件	「加算額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、総額として加算額を下回る改善とすることはできないのでしょうか。	賃金改善計画書では、加算額以上の賃金改善を行うことが必要となります。

保育士等処遇改善臨時加算に係るFAQ（令和4年2月7日時点版）

1-1	項目	問	答
2-3	要件	「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、事業期間終了後、基本給等による改善額が3分の2を下回っていた場合は、加算額は全額返還となるのでしょうか。	賃金改善計画策定時に予期することができない事情により、やむを得ず基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善額が賃金改善額の3分の2を下回る結果となってしまった場合については、特段の理由がある場合に該当するものとして返還する必要はありません。
2-4	要件	令和4年2月分及び3月分の賃金改善をまとめて支払う場合は、対象となりますか。	賃金規程等の改定に一定の時間を要することを考慮し、3月に、2月分及び3月分をまとめて一時金により支給することは可能です。
2-5	要件	処遇改善等加算Ⅰ又はⅡの取得が要件となるのでしょうか。	処遇改善等加算Ⅰ又はⅡの取得の有無に関わらず、加算を受けることができます。
3-1	要件	事業終了後、残額が発生した場合には、処遇改善等加算と同様に、当該残額について一時金等により賃金改善に充てる必要があるのでしょうか。	計画時に賃金改善の対象としていた職員の異動等により、事業終了後に残額が発生してしまった場合には、当該残額については返還いただくこととなります。
3-2	賃金改善額の算定方法等	「原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること」が要件とされていますが、令和4年3月に新規開設する施設・事業所は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。また、対象となる場合は、利用児童数をどう推計するのでしょうか。	対象となります。 利用児童数は、3月初日の年齢別利用児童数を推計して算定します。 なお、この場合の賃金改善については、同一の地域又は同一の設置者・事業者における賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準に基づいて行うこととなります。

保育士等処遇改善臨時加算に係るFAQ（令和4年2月7日時点版）

1-1	項目	問	答
3-3	賃金改善額の算定方法等	賃金改善額は、一律同額とする必要があるのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象、個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能です。ただし、特定の職員に合理的な理由なく偏って賃金改善を行うことは認められません。
3-4	賃金改善額の算定方法等	賃金改善を行った場合、社会保険料等の負担も増加しますが、この増加分についても「月額9,000円相当」の中から捻出するのでしょうか。	賃金改善に伴う社会保険料の事業主負担分の増加分については、これまでの処遇改善と同様に、3%程度（月額9,000円相当）の賃金改善分とは別に上乗せして加算額を設定しています。 なお、社会保険料の被用者負担分については、これまでの処遇改善と同様に、個々の職員の賃金の中から負担していただくこととなります。
3-5	賃金改善額の算定方法等	処遇改善等加算では、「賃金改善に当たっては、（中略）改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く）の水準を低下させないこと」とされており、事業者の業績等に応じて賃金の水準を低下させることができませんが、今回の処遇改善でも同じ取扱いでしょうか。	同じです。
3-6	賃金改善額の算定方法等	「年齢別平均利用児童数」に小数点以下の端数がある場合はどのように処理すればいいですか。	小数点第一位を四捨五入します。
3-7	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」に、通勤手当や扶養手当は含まれるでしょうか。	通勤手当や扶養手当を始めとする個人的な事情に基づいて支払われる手当については、含まれません。

保育士等処遇改善臨時加算に係るFAQ（令和4年2月7日時点版）

1-1	項目	問	答
4-1	賃金改善額の算定方法等	法定福利費等の事業主負担分の算式は「標準」とされていますが、示されている以外の算出方法によることは可能でしょうか。	助成要領でお示ししているのは「標準」の算定方法になりますので、個々の施設・事業所の実情に応じた算出方法によることも可能です。
4-2	その他	本加算による処遇改善は恒久的なものと考えていいのでしょうか。	今回の処遇改善は賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として実施するものであり、令和4年度以降も引き続き実施していく予定です。